

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	児童福祉法による障害児入所給付費、高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費、障害児入所医療費の支給、障害児入所措置に係る負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

秋田県は、児童福祉法による障害児入所給付費、高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費、障害児入所医療費の支給、障害児入所措置に係る負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシーなどの権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることをここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

秋田県知事

公表日

令和7年10月2日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童福祉法による障害児入所支援に係る支給決定事務
②事務の概要	<p>・児童福祉法第24条の2の障害児入所給付費、同法第24条の6第1項の高額障害児入所給付費、同法第24条の7第1項の特定入所障害児食費等給付費又は同法第24条の20第1項の障害児入所医療費の支給に関する事務</p> <p>・児童福祉法第56条第1項の障害児の入所措置に係る負担能力の認定又は同条第2項の費用徴収に関する事務</p> <p><Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務></p> <p>・情報連携のため、Public Medical Hub(PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。</p> <p>・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。</p> <p>・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。</p>
③システムの名称	障害児施設入所給付費受給者管理システム、Public Medical Hub(PMH)
2. 特定個人情報ファイル名	
障害児入所支援情報ファイル及び障害児措置情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>・番号法第9条第1項 別表 項番8</p> <p>・主務省令で定める事務を定める命令第7条</p> <p>・番号法第19条第6号</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>〔 実施する 〕</p> <p><選択肢></p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号</p> <p>【情報照会】</p> <p>主務省令第2条</p> <p>　項番11 第13条 第2号、第3号、第4号 　項番18 第20条 第1号、第2号、第3号 　項番19 第21条 第1号、第2号 　項番20 第22条 第2号口、第6号口 　項番144 第146条 第1号木、第2号木、第8号イ</p> <p>【情報提供】</p> <p>主務省令第2条</p> <p>　項番18 第20条 第1号、第2号、第3号 　項番20 第22条 第2号口、第6号口 　項番42 第44条 第1号木 　項番80 第82条 第1号ト 　項番81 第83条 第1号ハ 　項番125 第127条 第1号チ 　項番144 第146条 第1号ニ、第2号木、第8号イ 　項番155 第157条 第1号ハ 　項番161 第163条 第1号木</p>

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	秋田県健康福祉部障害福祉課
-----	---------------

②所属長の役職名	課長
----------	----

6. 他の評価実施機関**7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求**

請求先	秋田県総務部広報広聴課 秋田県秋田市山王四丁目1-1 018-860-4091
-----	---

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	秋田県健康福祉部障害福祉課 秋田県秋田市山王四丁目1-1 018-860-1332
-----	---

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由	
--------	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢>	1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		事務取扱者の適切な監督を行っている。

9. 監査

実施の有無

[○] 自己点検

[] 内部監査

[] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[十分に行っている]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れて行っている
- 2) 十分に行っている
- 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策

[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策]

<選択肢>

- 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策
- 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策
- 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策
- 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)
- 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策
- 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策
- 9) 従業者に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】

[十分である]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

判断の根拠

事務取扱者の適切な監督を行っている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年11月18日	II 1 いつ時点の計数か	平成26年12月1日時点	平成28年4月1日時点	事後	
平成28年11月18日	II 2 いつ時点の計数か	平成26年12月1日時点	平成28年4月1日時点	事後	
平成31年3月27日	I 1 ③	障害児施設支給決定情報管理システム、児童相談システム、中間サーバー、団体内統合宛名	障害児施設支給決定情報管理システム	事後	軽微な変更(該当するシステムの見直しによる)
平成31年3月27日	I 5 ②	障害福祉課長 柳澤由夫	課長	事後	
平成31年3月27日	II 1 いつ時点の計数か	平成28年4月1日時点	平成31年1月1日時点	事後	
平成31年3月27日	II 2 いつ時点の計数か	平成28年4月1日時点	平成31年1月1日時点	事後	
平成31年3月27日	IV リスク対策	項目なし	項目追加	事後	軽微な変更(様式変更による)
令和2年7月31日	II 1 いつ時点の計数か	平成31年1月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年7月31日	II 2 いつ時点の計数か	平成31年1月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年7月31日	I 4②	番号法第19条第7号 【情報照会】	番号法第19条第7号 【情報照会】	事後	軽微な変更(番号法別表第二の主務省令で定める事務及
令和3年7月30日	II 1 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年7月30日	II 2 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年7月30日	I 4②	番号法第19条第7号 【情報照会】	番号法第19条第8号 【情報照会】	事後	軽微な変更(番号法別表第二の主務省令で定める事務及
令和4年8月9日	II 1 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和4年8月9日	II 2 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和4年8月9日	IV 8監査	[O]自己点検 []内部監査 []外部監査	[O]自己点検 [O]内部監査 []外部監査	事後	
令和5年6月30日	II 1 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和5年6月30日	II 2 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和6年10月1日	I 3 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 項番7 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定	・番号法第9条第1項 別表 項番8 ・主務省令で定める事務を定める命令第7条	事後	番号法別表第一及び別表第二の改正による変更
令和6年10月1日	I 4 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号 【情報照会】	番号法第19条第8号 【情報照会】	事後	番号法別表第一及び別表第二の改正による変更
令和6年10月1日	II 1 いつ時点の計数か	令和5年4月1日	令和6年4月1日	事後	
令和6年10月1日	II 2 いつ時点の計数か	令和5年4月1日	令和6年4月1日	事後	
令和7年10月1日	I 1②事務の概要	・児童福祉法第24条の2の障害児入所給付費、同法第24条の6第1項の高額障害児入所給付費、同法第24条の7第1項の特定入所障害児食費等給付費又は同法第24条の20第1項の障害児入所医療費の支給に関する事務 ・児童福祉法第56条第1項の障害児の入所措置に係る負担能力の認定又は同条第2項の費用徴収に関する事務	・児童福祉法第24条の2の障害児入所給付費、同法第24条の6第1項の高額障害児入所給付費、同法第24条の7第1項の特定入所障害児食費等給付費又は同法第24条の20第1項の障害児入所医療費の支給に関する事務 ・児童福祉法第56条第1項の障害児の入所措置に係る負担能力の認定又は同条第2項の費用徴収に関する事務 <Public Medical Hub (PMH) を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務> ・情報連携のため、Public Medical Hub (PMH) へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナーポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。	事前	Public Medical Hub (PMH) を活用した情報連携の実施に伴う変更
令和7年10月1日	I 1③システムの名称	障害児施設入所給付費受給者管理システム	障害児施設入所給付費受給者管理システム、Public Medical Hub (PMH)	事前	Public Medical Hub (PMH) を活用した情報連携の実施に伴う変更
令和7年10月1日	I 3法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表 項番8 ・主務省令で定める事務を定める命令第7条	・番号法第9条第1項 別表 項番8 ・主務省令で定める事務を定める命令第7条 ・番号法第19条第6号	事前	Public Medical Hub (PMH) を活用した情報連携の実施に伴う変更
令和7年10月1日	II 1 いつ時点の計数か	令和6年4月1日	令和7年4月1日	事後	
令和7年10月1日	II 2 いつ時点の計数か	令和6年4月1日	令和7年4月1日	事後	
令和7年10月1日	IV 4特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託しない	十分である	事前	Public Medical Hub (PMH) を活用した情報連携の実施に伴う変更